# 瑕疵担保責任の比較法的考察(一)

-日本・フランス・EU---

章 本稿の課題と対象

序

第一章 日本法(1)-起草者の見解とその評価(以上本号) -法定責任説と判例法の形成

第二節 法定責任説の形成 第一節

第三節 大審院大正一四年判決とその評価

第二章 第四節 日本法(2)-最高裁昭和三六年判決の理解 債務不履行責任説の台頭と展開

第四章 第三章 フランス法(2) フランス法(1) 一九八六年以降 一九八六年まで

第五章 総括と展望

> 澤 正 充

野

認められ

## 序章 本稿の課題と対象

| 瑕疵担保責任と債務不履行責任——民法の規定

をすることができるか。 売買契約に基づいて買主に引き渡された目的物に欠陥があった場合に、買主は、 と瑕疵担保責任 (五七〇・五六六条) の二つである。 この場合に適用されうる民法の制度は、 しかし、この両制度には、 錯誤 (九五条) を除くと、 売主に対して、どのような請求 明文上、 債務不履行責任 以下のような違 四一

れている。 とされる 第一に、 (四一五条)。 買主が売主に対して債務不履行責任を問うためには、 これに対して、 瑕疵担保責任は、 売主の帰責事由を要件とせず、 債務者 (売主) の「責めに帰すべき事 無過失責任であると 直 が ~要件

は 物に瑕疵があるときに、 認められず 全履行請求権 第二に、 対照的である。 効果として、債務不履行責任では、①解除権 (五七〇・五六六条一項)、③が認められていない。 (瑕疵修補請求権・代物請求権) 注文者が請負人に対し、「その瑕疵の修補を請求することができる」(六三四条一 が認められる。 (五四一条)、②損害賠償請求権 これに対して、 この点に関しては、 瑕疵担保責任の場合には、 請負契約におい (四一五条) て、 のほ 仕 ① と ② 事の 項 ③ 完 首 0) 的

て解除が認められる なければならない 第三に、 右の①解除をするためには、債務不履行責任の場合には、 瑕疵担保責任では、 (五六六条一 (五四一条)。 項 買主がその瑕疵のために これ のに対し、 に対して、 債務不履行責任の解除には、 瑕疵担保責任に基づく解除では、 「契約をした目的を達することができないとき」に限 原則として、「 このような要件がない。 「相当の! 催告は 期間を定めて 不要であ る (無催告解 催告」を

0

客観的性質によって代替性のない物である。

取引をした不特定物に対応する。

他方、

不代替物は、

代替物に対応する概念であり、

当

「事者の意思ではなく、

物

例えば、

土地や芸術品は

般に不代替物であり、

のに 第四に、 対して、 以上の権利の行使期間 瑕 疵担保責任では、 買主が は、 債務不履行責任では一○年である 瑕疵を知っ た時から一 年である (五七〇・五六六条三項)。 (一六七条一項。 なお、 商五二二条

るが、 点が指摘され そして第五に、 瑕疵担保責任では、 る。 明文はない すな わ ち 履行利益の賠償は認められないとする見解が多い。 が、 売主の担保責任は無過失責任であるか 損害賠償の 範囲に つい て、 債務不履行責任の場合には履行利益の賠償 5 履 行 その実質的な理由としては、 利益 0 賠償 ま で は 認 めら が n 認 ぬられ な 第 11 0

的 な関係 右のような瑕疵担保責 が問題となり、 この 任と債務不履行責任の相違は、 問題をめぐっては、 周知のように、 なぜ 認めら 法定責任説と債務不履行責任説 れるのであろうか。 換言す 'n ば (契約責任説) 両 制 度 0 論 لح 理

# 一 日本法――法定責任説と債務不履行責任説

対立してい

(1) 法定責任説

B

Ġ

教科書的なまとめではあるが、

両見解の基本的な主張を概観する。

取引 任の適 るとした。 まず、 12 お 用領域が、 大正 7 この法定責任説にも、 て、 期以降 当 「事者が物の 特定物、 0) 通説的 とりわけ不代替的な特定物の売買に限られるとする。 見解 個性に着目して取引した物であ 後述のようにいくつかのヴァリエー (法定責任説) は ۴, イツ法の影響を受け、 ŋ 物の個性に着目せず、 ショ があるが、 五七〇条を法 ここにいう特定物とは、 単に種類と数量 主要な見解 ばが特に 認 は 8 た責 瑕 0 具体: 疵 み 12 担 任 的な であ ょ 5

L

その取引に際

の中でも不代替的な性質を有する物である。(4) は、 当事者が任意に目的物を変えることはできない。 そして、 法定責任説が五七○条の対象とする特定物とは、 7

あり、 だけの品質を有した物の給付を受けられないことになる。そこで五七〇条は、 ば、 定物の売買に あれば、 ところで、不特定物の売買においては、売主は完全な物を給付すべき債務を負い、 債務の履 売主は瑕疵のない完全な物を給付する義務を負わない。 買主は売主に対して債務不履行責任(不完全履行)を追及することができる。これに対して、 おい 行は完了し、 ては、 目的物に隠れ 債務不履行責任の問題を生じる余地はない。 た瑕疵がある場合には、 それゆえ、 債務の履行が部分的に不可能 しかしそれでは買主が、 売主が契約で定められた物を給付すれ 売買の有償性に鑑み、 給付した物に少しでも瑕疵が (原始的 売買代金に見合う 瑕 不代替的特 疵を知らな 部不能 で

ح の 法定責任説 (柚木) による瑕疵担保と債務不履行 の両 責任 の適用領域を図 示すると、 図①と②のように な

法が特に認めた責任であると説明する。

(2) 債務不履行責任説

る。

か

. つ

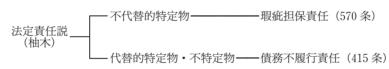
た買主の利益を保護するために、

買におい な場合もある。 が否定されるが、 い のように批判する。 動向を背景に うのは の法定責任説に対して、一 て、 常識的 売主の瑕疵なき物の給付義務を否定する法定責任説を、 主張されたのが、 そこで、 たとえ不代替物であったとしても瑕疵の修補が可能な場合もあり、 には理解し難 すなわち、 債務不履行責任説は、 瑕疵 瑕疵担保責任も債務不履行責任であるとする見解である。 九六〇年代頃から、 61 Ļ のある物でも引き渡せば、 そして、 法定責任説によれば、 瑕疵担保責任が売買に関する債務不履行責任の特則であると解し、 アメリカ統 「法律的には売主の義務を果たしたことになる、 商法典やハーグ国際動産売買統一法などの国際的 特定物の買主の売主に対する瑕疵修補 それが 「特定物のドグマ」であるとして、 売主に修補を認める方が妥当 この見解は、 特定物 請 求権 0 次 لح

区は			
代替性 特定性		客観的区別	
		不代替物	代 替 物
主観的区別	特定物	瑕疵担保責任 (570条)	
	不特定物	債務不	履行責任 (415条)

図① 注字書任道(姉木)による理応担促と信義不履行の適用領域





とする。

(3)

近時の債務不履行責任説

た時から

年以内に行使されなければならない

不履行と同じく四一

六条によって定まる。

④買主の有する権利

は

瑕疵の存在を知

補権を有し、

③損害賠償

の範囲

債務

買主の完全履行請求権を認め、

通常の定

Ł

たの 何<sub>7</sub> 責任 任が の論文であっ は、 K ところで、 が、 対して、 規定され 債務不履行責任のほかに、 0 債務不履行責任 が改めて問われることとなる。 九八九年に公にされ る 右のような債務不履行 つの明快な論理的 0 森田教授は、 か、 換言すれば、 般に対する特 た森 なぜ瑕疵 フランスの学説 解決を提 田宏樹教授 責 瑕 ح 任 則 疵 扣 性 保責 説 担 示 0 間 は

行責任に関する規定 n 菂 そこに 物が特定物であるか否 規定の な が 11 適用されるとする。 事 項 K かに関係 5 ζJ ては債 なく適 務 具体 不 蕿

的には、

①特定物の売買においても、

可

能

な

限

行責任を一年間に限って認めるのが妥当であり、 た っては債 (時的区分説) 瑕疵があっ 務 0) にならって、 消 た場合には、 滅原因であるから、 右の問題を次のように説明する。 受領時に買主はそれを発見することができなかったため、 その後は債務不履行責任を免れるのが通常である。 これが瑕疵担保責任であるとする。この見解によれば、 すなわち、 買主による目的物の 例外的に受領後も債 しか 「受領」は、 Ų 目的 物 売主にと K 務 不履 隠 n

責任と債務不履行責任とは同質であり、 買主による受領時を基準として区別されるにすぎな

右の見解は、 これに与する見解も少なくない(⑴ 有力な教科書に 「判例との乖離が少なく、 かつ、 解釈論としても説得的」であるとして支持され、(10)

#### (4)日本法における問題の 所 在

今日では、

する債務不履行責任の問題となり、 物のドグマを否定し、 を債務不履行責任として構成すべきことを意味」するものではない、 るとする債務不履行責任説とが対立した。 ようとする法定責任説と、このような対象による区別を否定し、 れている。仮にこのような指摘が適切であるとすれば、(⑵ が 以上の法定責任説と債 の問題については、 そこで、 三要な論点であったと解される。 特定物については法定責任である瑕疵担保責任を適用し、不特定物については債務不履行責任で対処し 森田教授は次のように指摘した。 売主が 一九六〇年代に債務不履行責任説が提唱された当時は、「特定物のドグマ」を認める 務不履行責任説 瑕疵のない 無過失責任である瑕疵担保責任を適用することに「合理 すなわち、 目的物の給付義務を負うとしても、 は、 しかし、「特定物のドグマを否定することは、 現実の解決においては差異がそれほど顕著では すなわち、 特定物の売買においては売主の瑕疵なき物の給付義務 両見解の中心的な対立点は、 瑕疵担保責任をめぐる学説上の争点は! 特定物と不特定物とを問 との指摘がなされている。 その違反は債務者 どこにあるのであろう ただちに、 わずに ない、 的 1.根拠」 の帰責事 とい 両 制 との指摘もなさ 瑕疵 う 度 『特定物 が がなな が な 由を要件と 0 担 適 からで 保責任 用 のド 特定 され か 否

瑕

疵

担

(1)

二元説による伝統的な理

るがゆえに債務不履行責任とは異なる責任原理に根拠を置く特殊な責任であると考えるか否か」 いるとする。 (14) グマ』の採否を基軸とする法定責任説と契約責任説という対立図式」ではなく、 瑕疵担保責任が に重点が推移して 無過失責任であ

再構成すべきこととなろう。 して、 務不履行の一 に認められた債務不履行責任」であるとし、 任説と債務不履行責任説の対立は、 であるとし、これと過失責任主義に立脚する債務不履行責任とを対置させる見解もある。そうだとすれば、 任の適用を認める見解がある。 ところで、後に触れるように て完全に同質化されるとともに、 それとも両責任の同質性を認めて一元的に構成する 債務不履行責任説、 般原則の適用による」とする。 とりわけ森田教授の提唱する時的区分説は、 また、 (第一節)、 結局は、 他方で、 右のように、「特定物のドグマ」を否定しつつ、 法定責任説においても、 「隠れた瑕疵」と一年の期間制限以外の「要件及び効果は、 したがって、この見解によれば、 瑕疵担保責任と債務不履行責任とを二元的に構成する(法定責任説 債務不履行責任における (債務不履行責任説) 特定物のみならず、 瑕疵担保責任を「買主の弁済受領後にも特 「債務者の責めに帰すべき事由」 一方では、 か、 という問題に還元されよう。 瑕疵担保責任を無過失責任 不特定物にも瑕 両責任がその法的性質に の要件を すべて債 疵担保責 法定責 そ

## 三 フランス法――二元説と一元説(18)

疵担保責任の法的性質を論じるに際しては、 右 の森田教授の見解は、 フランスにおいて有力な見解である時的区分説に依拠するものである。 フランス法の理解が不可欠であると解される。 そこで今日、 瑕

まず、 フランス民法典では、 売主によって引き渡された目的物が売買契約で定められた品質・性能を有し てい

W

場合の買主に、

次の三つの救済手段が認められている。

すなわち、

①目的物の本質にかか

あり、 権 目的物の変質 た れた物と異なる場合とは区別されるとする。そして、 問題となり、 ではなく、 と③の区別は、 扣 れら三つの救済手段の適用領域をどのように区別すべきかについて、長い 瑕疵に基づく瑕疵担保訴権 |保責任と、 目的物が契約に適合しない場合は、 目的 伝統的には、 損傷などの客観的な欠陥のことを意味し、 2物の性質が契約に適合するか否かをも問題とする概念であり、 その基盤 困難であるとされてきた。というのも、 ②引渡債務 において共通するからである。 「瑕疵」 の不履行に基づく解除訴権 (一六四一条以下) である。 概念を限定することにより、 れてき(21) た。 ②引渡債務の不履行または①目的物の本質の錯誤によって買主が救済さ ③一六四一条以下の瑕疵担保責任は、 そこで、 引渡債務は、 そして、 このような欠陥はないが、 (一一八四条) その解決が図られてきた。 瑕疵担保責任と引渡債務の不履行責任との わが国におけると同じくフランスにおい 単なる目的物の物理的な引渡しを意味するの および 間議論がなされてきた。 損害賠償訴 同じく目的物の適合性を保障 引き渡され 権 すなわち、 瑕疵に関する法制度で た目的 四七条)、 とり 物が合 瑕 疵 b 3 ても、 する瑕 X 隠 意含 は 別 2 n

瑕疵と引渡債務 されたところに対応していないときに認められる」とする。 られた用法に不適切なものとする欠陥であり、 適合性の欠如と③ ラーリが引き渡された場合には引渡債務の不履行である。 右のような伝統的な二元説を支持する見解は、 (適合性) すぐに塗装がはが 戦 疵との区別 の不履行との区別を次のように述べている。 は困難ではなく、 れてしまった場合には、 他方で、適合給付義務の違反は、 むしろ、 現在のフランスでも多数である。 ③瑕疵と①本質の錯誤の 隠れた瑕疵が問題となるとする。 そして、 しかし、 赤いフェラー 赤のフェラーリが引き渡され すなわち、 引き渡された物が注文により特定 -リの売買契約を例に、 例えば、 区別が難 「隠れた瑕 L ルヴヌール教授は、 が疵は、 それゆえ、 7 たも 物をその定め 0 黄色 伝 )の塗: そして、 統 的な 0) (2) Ź

れ

②と③は明

確に区別され

ると解され

わる錯誤による無効訴

7

一元説によれば、 両者の区別はあ いまいではなく、「容易に理解することができる」とされる。(タイ)

(2)的 区 |分説と| 判例 0 П

却 基づく訴権(一一八四条)を認めた。(26) 説 ある」と判示し、 契約責任 うな学説の批判を容れ、 n すなわち、 formité ou défauts de conformité) 制限を定めた民法典一六四八条の適用を回避するために、 とする その区別を時的区分に求める。 的 ほ (D.1993, p. 506 note いる29 した。 の影響を受け、 12 かならないとの見解 右 把握するのではなく、 の二元説に対しては、 六四一条以下の瑕疵担保責任の規定が無用なものとなり、 『引渡債務』 そして破毀院は、 (債務不履行) 判旨のように解すると、 引渡債務の不履行を主張して Ä 九八六年二月七日の二つの全部会(大法廷) の不履行訴権と瑕疵担保訴権との 訴権ではなく、 Bénabent) (機能説) 二元説へとその立場を転回した。 この一九九三年に相次いで二元説に立脚する判決を公にし、その後も同じ立場を維持し(38) 両者を、 その区別に従って異なった扱いをするのは妥当でなく、 すなわち、 が有力に展開されてきた。この見解は、 は、 物であると解し、三〇年の消滅時効(二二六二条)にかかる引渡債務の不履行に 瑕疵担保責任が問題となる場合がすべて引渡債務の不履行責任の問 その共通する基盤である目的物の「適合性」という観点から一元的 しかし、この全部会判決に対して、学説の多くは次のような批判を展開した。 民法典一六四一条以下に規定された条項に基づく担保訴権を認め 「隠れた瑕疵とは、 売買目的物の瑕疵が隠れたものであるか否かによって、 一六四八条の期 『時的区分』を行う」とする。そして、 物をその通常の用途に適さないものとする欠陥であ 隠れた瑕疵の存在する物は契約に適合しない すなわち、 間制限に服しないとした当事者 判決において、 民法典の体系に反する。そこで破毀院も、 破毀院第一民事部 瑕疵担保責任と債務不履行責任とを二元 瑕疵担保訴権 いずれも債務不履行 一九九三年五 破毀院も、 の短期の出 (買 主 「受領時を基 月 の上 の 一 題に解消さ 12 (non-con-るも 五 理 場合に ح 期間 日 解 告を棄 ので 判 のよ 一元 ŋ 決

#### (3)E U 法 ―一九九九年のEC指令

mité) るがす事件が起こった。それは、一九九九年五月二五日のEC指令第四四号の発効である。このEC指令は、(3) は —一条以下)への転換が実現した。このEC指令の消費法典への転換からは、 では、これをいち早く、民法典 ○○二年一月一日までに加盟国の国内法に転換されなければならないとされていた(一一条一項)。そこで、ドイツ 認めるものであり、 の売買契約において、 フランスでは、二〇〇五年二月一七日のオルドナンスによって、民法典ではなく、 施担 後に触れるであろうウィーン売買条約などの国際的動向を踏まえたものである。そして、このEC指令は、二 依然として一元説と二元説とが対立していた。 につき、 保責任の法的性質については、 ②法定の権利以上の権利を買主に合意によって与える約定担保責任 消費者に対して責任を負う(三条一項)とする適合性の法定担保責任 瑕疵担保責任と債務不履行責任とを一元化している。 事業者である売主が、 (BGB)の改正によって採り入れた(二〇〇一年一一月二六日の法律)。これに対し 一九九三年 ①目的物の引渡しの時に存在した適合性の欠如 このような学説状況において、フランスの民法学界を大きく揺 -以降、 判例は、 右のように二元説を採用した。 当然のことではあるが、 次の二つが注目される。 (garantie commerciale-(garantie その消費法典 (défauts EC指令の内容 しか 動産

された。 第一に、その間のフランスでは、 [保責任の法的性質論を検討するうえで、不可欠の作業である。 そして、 そのような議論を経て実現された、 民法改正の是非をめぐって、 消費法典への転換という結論をどのように評価するか 学界を二分するかのような激しい 議論 0 応 が 瑕 な

第二に、 伝統的な民法典における瑕疵担保責任および引渡債務の不履行責任との関係をい |題が生じたといえよう。 右の転換によって、 問題がすべて解決したわけではない。 す なわち、 消費法典に かに解すべきか、 おける法定 の担 という新た 責任

な問

民法の理解として適切であるかである。

### 四 本稿の課題と構

5

本稿が対処すべき具体的な課題は、次の二つである。

一元的に理解するのが 以上が、 本 -稿全体 0) 素描である。 適切か否か、 この という問題意識ないし視点で貫かれてい 素描からも明らかなように、 本稿は、 る。 瑕 ・疵担保責任と債務不履行責 そして、このような問 題 意 任 識 とを か

学説の状況を明らかにすることである。そこには、 民法の解釈を理解するために、必要かつ不可欠のものである。 が肝要であろう。そして、このような作業は、 破毀院の一九八六年の全部会判決と一九九三年以降 つは、 森 田教授の論文が公にされた一九九一年以降の、 わが民法における瑕疵担保責任に関する規定の母法であるフランス 右に概観したような、 の転回とが、 瑕疵担保責任の法的性質論をめぐるフランス どのような背景に基づくものであるかを探ること 急激な変化が認められよう。 とり 0 わけ、 判例と

両者を一元的に捉える見解 債務不履行責任との関係をどのように考えるのが適切であるかを探ることにある。 もう一つは、 右のフランス民法の理解を踏まえて、 (債務不履行責任説) ٤ 法定責任説のように二元的に構成する見解 現行の日本民法の体系ないし解釈論として、 すなわち、 先に触れ 0 瑕疵 77 ず n たように、 担 保責 が、 現行

限りそれらとの重複を避けることとする。次に、第三章と第四章においては、フランス法における議論 (ヨイ) をはじめとする国際的動向にも 右の二つの課題に応えるために、 もっとも、 この点については、 配慮し 以下では、 ながら概観する。そして、 すでに優れた先行業績が存在する。 まず、 現 在 0 わ が 第五章におい 国における判例と学説 て、 それゆ 全体の総括を行 の状況を明 え、 本稿では、 13 6 か 今後 を、 に ける E U 0 展望 法

な たお、 本稿の基本的な立場 ぼ 瑕疵担保責任を売主の無過失責任であると解し、 これと過失責任である債務 不 廜

を明らかにする予定である。

67

あり、 ならない問題が多い。また、 行責任とを対置させる二元的構成を妥当とするものである。もっとも、その細部においては、 将来の立法論として、 瑕疵担保責任と債務不履行責任との一元的構成を採用することを否定するものではな このような二元的構成は、 あくまで現行民法の解釈ない し体系的 なお検討しなければ 理解に関するも

1 なお、この見解の簡単なまとめとして、野澤正充「契約の解除(1) 反を要求する見解が有力である もっとも、 同稿では、 近時は、債務不履行責任における解除の要件として、債務者の帰責事由 ひとまずこの有力説に与したが、その当否の再検討も、 (例えば、 潮見佳男 『基本講義債権各論Ⅰ −解除の意義・要件」法学セミナー六一八号八二頁以下(二○○六年)。も (契約法・事務管理・不当利得)』(新世社、二○○五年)四○頁)。 本稿の付随的な課題の一つである。 (過失)を不要とする代わりに、債務者の重大な契約違

- する」とした(最判平成一三・一一・二七民集五五巻六号一三一一頁)。 裁は、「瑕疵担保による損害賠償請求権には消滅時効の規定の適用があり、この消滅時効は、買主が売買の目的物の引渡しを受けた時から進行 思を裁判外で明確に告げればよく、 瑕疵担保責任における一年の期間制限は、 裁判上の権利行使は必要ないとされる(最判平成四・一〇・二〇民集四六巻七号一一二九頁)。 除斥期間を定めたものであり、 買主は、 瑕疵を知った時から一年以内に売主の担保責任を問う意
- 3 七一一二七二頁。 する。ただし、売主に過失がある場合には、履行利益の賠償も認められるとしている 例えば、 我妻博士は、法定責任説の立場から、瑕疵担保責任における損害賠償は、 (我妻栄『債権各論中巻一』 「信頼利益の賠償 (消極的契約利益) (岩波書店、 の賠償に限る」と 一九五七年)二
- (4) 柚木馨゠高木多喜男『新版注釈民法⑷』(有斐閣、一九九三年)二六○頁以下参照
- 5 星野英一「瑕疵担保の研究 -日本」『民法論集三』(有斐閣、一九七二年、 初出一九六三年)二一五頁
- (6) 星野・前掲注(5)二三六頁
- 7 森田宏樹「瑕疵担保責任に関する基礎的考察(一)」法学協会雑誌一〇七巻二号一七五頁(一九九〇年)。
- 8 頁)であり、論旨の概要は、私法五一号一二九頁以下(一九八九年)、および、 森田・前掲注(7)の論文。ただし、同論文は未完(一~三・法学協会雑誌一〇七巻二号一七一頁、六号八九五頁、一〇八巻五号七三五 森田宏樹 『契約責任の帰責構造』 (有斐閣、
- (9) 森田・前掲注(8) 『帰責構造』三〇九頁。

九九二・一九九六年)二八五頁以下参照

- 10) 内田貴『民法Ⅱ』(東京大学出版会、第二版、二○○七年)一三○頁
- 実務家の中には、 わが国の学説状況について、「契約責任説が通説の地位を取得しつつある」との認識を有する者もある

説が一部で説かれ」ているとして紹介する。 従来の通説である法定責任説を支持するものも多く 瑕疵担保責任についての再考」判例タイムズ一二一八号五八頁(二〇〇六年)。ただし、 『民法講義V』(成文堂、 森田教授の見解を踏まえたものではない。 必ずしも明確ではない。なお、潮見・前掲注(1)八○頁は、 第三版、二〇〇六年) なお、内田・前掲注 一四三頁 (藤岡康宏ほか 川井健『民法概論4』 『民法Ⅳ』(有斐閣、 (10) 一二九頁)。 森田教授の見解に関して、「従前と違った枠組みに依拠した契約責任 (有斐閣、 同論文は、 第三版、二〇〇五年) しかし、 二〇〇六年) 少なくとも教科書レ 最高裁の判決を再評価しようとするも \_\_ 八一頁 三頁、 ベルでは、 [浦川道太郎執筆]、近江 現時点における学説

- 関係」『民法トライアル教室』(有斐閣、 例えば、下森定「種類売買と瑕疵担保」奥田昌道ほか編『民法学5』 一九九九年)三一六頁など。 (有斐閣、 一九七六年)九七頁、 磯村保 「目的物の瑕疵をめぐる法律
- 13 一八三—一八四頁。 加藤雅信「売主の瑕疵担保責任 -対価的制限説再評価の視点から」 森島昭夫編 『判例と学説3・民法Ⅱ (債権)』 (日本評論社、 九七七
- 14) 森田·前掲注(7) 一八五頁。
- 構成する点では共通する。 不履行責任に対して、瑕疵担保責任は無過失責任であるとする二元論がある。 物という目的物の性質によってその適用規範を区別する。これに対して、 頁〕)を基準として、瑕疵担保責任と債務不履行責任とを二元的に構成する。さらに、 一三日判決 責任説による二元的構成には、 五十嵐清「不完全履行と瑕疵担保」ジュリスト三〇〇号・学説展望一五七頁(一九六四年) 〔民集四巻二一七頁〕) ないし「履行として認容し」受領した時 いくつかのヴァリエーションがある。すなわち、 b後に述べるように、 (最高裁昭和三六年一二月一五日判決 (民集一五巻一一号二八五二 しかし、 (a) 伝統的な法定責任説は、 (ご両者を責任原理によって区別し、過失責任である債務 いずれの見解も、 判例は、 参照。 もっとも、 両責任を別個のものと捉え、 買主の受領時(大審院大正一四年三月 特定物(不代替的特定物) 本文でも触れたように、
- (16) 森田·前掲注(8) 私法一三五頁
- 17 一頁以下。 その一つの試みとして、 なお、 同「瑕疵担保責任を語る」判例タイムズ一二一二号一三頁以下 森田宏樹 「結果債務・手段債務の区別の意義について-(二〇〇六年)参照 -債務不履行における 『帰責事由』」
- 合における買主の救済-フランス」と題して行った報告の概要である。その報告については、比較法研究(次号)に掲載される予定である。 本項の内容は、二〇〇六年六月四日に龍谷大学において開催された比較法学会のシンポジウムに際し、 筆者が 一売買目的物に瑕疵がある場
- 母法であると考えられる」(森田・前掲注 度の体系性 『の研究』(有斐閣、一九六三年)一二三頁)がなされていた。しかし、フランス法は、 フランス法に関しては、かつては、「瑕疵担保と債務不履行との体系的相関関係への理論的な関心は薄い」との指摘 「理論的 な関心\_ が高いと考えられる。 (7) 一七六頁)。 のみならず、 EUにおける国際的動向を反映して、 瑕疵担保責任の規定に関しては、 近時のフランスにおいては、 「わが民法典の規定の (北川善太郎『契約青 両
- O. Tournafond, Les prétendus concours d'actions et le contrat de vente, D.1989, Chronique, p. 237, n'1. 関連するフランス民法典の規定

以下のとおりである(規定の訳は、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典―― 物権・債権関係」 法務資料四四一号を参照した)。

一一一○条【錯誤】 錯誤は、合意の目的物の本質にかかわるときでなければ、 無効の事由とならない

たる原因である場合には、その限りでない。 契約を締結しようとする相手方のみにかかわるときは、 何ら無効原因とはならない。ただし、その者についての考慮が合意の主

(b)債務不履行責任

ただし、債務者が与え又はなすべき物が、債務者の経過した期間の後においてしか履行されえないものであるときは、この限りでない 一一四六条【履行遅滞による損害賠償】 損害賠償は、債務者がその債務を履行するについて遅滞にあるときでなければ、義務づけられない。

的原因から生じたことを証明しないときはすべて、債務の不履行を理由として、又は、履行の遅滞を理由として、 一一四七条【損害賠償責任】 債務者は、 自らの側に何ら悪意が存しない場合であっても、不履行が債務者の責めに帰すことのできない外在 損害賠償の支払を命じられ

げられ、又は、 一一四八条【不可抗力による免責】 債務者に禁じられていることを行ったときは、 債務者が、不可抗力若しくは偶然の事態の結果として、その負っている与える又はなす債務の履行を妨 いかなる損害賠償も発生しない。

を復する条件である。 一一八三条【解除条件の意義】 ① 解除条件は、それが成就するときに債務の消去をもたらし、 債務が存しなかった場合と同一の状態に物

ることのみをその者に義務づける。 一一八四条【双務契約の解除】 ① 解除条件は、債務の履行を何ら停止しない。この条件は、それが予定した出来事が到来する場合において、 解除条件は、双務契約において、両当事者の一方がその債務を何ら履行しない場合について、 債権者が受領した物を返還す 常に予定

この場合には、 契約は法律上当然には解除されない。債務の履行を何ら受けなかった当事者は、それが可能であるときには合意の履

解除は、 裁判上で請求しなければならない。被告には、状況に応じて期間を付与することができる 他方当事者に強制し、又は、その解除を損害賠償とともに請求する選択権を有する。

© 瑕疵担保責任

り、第二は、その物の隠れた欠陥又は解除の原因となるべき瑕疵である. 一六二五条【売主の担保責任】 売主が取得者に対して負う担保責任は、 二つの目的を有する。 第一は、 売却された目的物の平穏な占有であ

かったか、より低い価格しか与えなかったであろうほどにその用途を減ずるような隠れた欠陥を理由として、 一六四一条【瑕疵担保責任】 売主は、売却された目的物が予定した用途に適さないような、又は買主がそれを知っていた場合には取得しな 六四二条 【明白な瑕疵の不担保】 売主は、 買主が自ら確認することができた明白な瑕疵については、 担保責任の義務を負わない。 担保責任を負う。

- 一六四二条の一【建築予定不動産売買の特例】(省略)
- いて、売主が何ら担保責任の義務を負わない旨を約定していたときは、 一六四三条【善意の売主の担保責任】 売主は、隠れた瑕疵を知らなかったときでも、それについて担保責任を負う。ただし、この場合にお その限りでない。
- 定人によって裁定される代金の一部を返還させるかの選択権を有する。 一六四四条【買主の選択権】 一六四一条及び一六四三条の場合には、 買主は、物を返還し、 その代金を返還させるか、 又は物を保持し、 鑑
- すべての損害賠償の義務を負う 一六四五条【悪意の売主の担保責任の範囲】 売主は、物の瑕疵を知っていた場合には、 売主が受領した代金の返還のほ かに、
- ついてのみ義務を負う。 一六四六条【善意の売主の場合】 売主は、 物の瑕疵を知らなかった場合には、 代金の返還及び売買によって生じた費用の取得者 への償還に
- 一六四六条の一【建築予定不動産についての特例】(省略)
- 一六四七条【滅失の場合の瑕疵担保責任】 売主は、買主に対して、代金の返還及び前二条において言及されたその他の損害賠償について義務を負う。 1 瑕疵を有した物が、その劣悪な質の結果として滅失した場合には、 滅失は、 売主の負担
- ② ただし、偶然の事態によって生じた滅失は、買主の負担に帰す。
- ればならない。 一六四八条【出訴期間の制限】 1 解除の原因となるべき瑕疵に基づく訴えは、取得者によって、瑕疵の発見から二年以内に行使されなけ
- (全)
- 一六四九条【競売についての特則】 瑕疵に基づく訴えは、裁判所が行う売却においては認められない。
- 森田·前揭注(7)「基礎的考察(三)」法学協会雜誌一○八巻五号七六八頁、七八○頁。Tournafond, op.cit. (note 20), n° 11, p. 238
- consommation?, JCP. éd. G., 2002, I, n° 7, p. 924 G. Paisant et L. Leveneur, Quelle transposition pour la directive du 25 mai 1999 sur les garanties dans la vente de biens de
- (二〇〇五年)。 ローラン・ルヴヌール(平野裕之訳)「ヨーロッパにおける販売された消費財についての新たな担保責任」ジュリスト一三〇三号九四百
- (24) ルヴヌール・前掲注(23) 九四頁。
- suiv; J. Huet, Traité de droit civil, Les principaux contrats spéciaux, 2° éd., L.G.D.J., 1996, n° 11229, p. 202 et suiv.; Ph. Malaurie, L. Aynès Conformité et garanties dans la vente, L.G.D.J., 1983; J. Ghestin et B. Desché, Traité des contrats, L.G.D.J., 1990, n° 758 et suiv., p. 819 et 森田・前掲注(7)「基礎的考察(三)」法学協会雑誌一〇八巻五号七九一頁以下(一九九一年)。フランスの文献としては、J.
- et P.-Y. Gautier, Contrats spéciaux, 13° éd., Cujas, 1999, n° 285, p. 206 et suiv 九八六年二月七日の全部会判決については、 野澤正充「契約の相対的効力と特定承継人の地位 (三)」民商法雑誌一〇〇巻四号六四四百

212; Civ. 1<sup>re</sup>, 8 décembre 1993, D. 1994, p. 212

- 前掲注 · (一九八九年) (7)「基礎的考察(三)」法学協会雑誌一○八巻五号七六○頁以下、八○七頁以下(一九九一年)。 を参照。 また、谷口知平 = 五十嵐清編『新版注釈民法(13)』 (有斐閣、 二〇〇六年)五三九頁〔野澤正充執筆〕。 なお、 森田・
- (27) 野澤·前掲注(26) 六四六頁注(40) 参照。
- Civ. 1<sup>re</sup>, 16 juin 1993, D. 1994, p. 546, note Thomas Clay; Civ 1<sup>re</sup>, 13 octobre 1993, D. 1994, p. 211; Civ. 1<sup>re</sup>, 27 octobre 1993, D. 1994, p.
- (Ṣ) Civ. 3°, 24 janvier 1996, Bull. civ. 1996, III, n° 27, p. 18; Civ 3°, 14 février 1996, Bull. civ. 1996, III, n° 47, p. 32; Civ. 3°, 1° octobre 1997, Bull. civ. 1997, III, n° 181, p. 121; Civ. 3°, 24 février 1999, Bull. civ. 1999, III, n° 52, p. 36
- この指令の正式な名称は、「消費財の担保責任及び売買の一定の側面についての一九九九年五月二五日のEC指令」である。
- 31 法典」甲南法学四六卷三号一八九頁以下 (二〇〇五年)。 窪幸治 「フランスにおける消費財指令の転換作業について」比較法四一号三二三頁以下(二〇〇四年)、馬場圭太「EU指令とフランス民
- の判例の転回よりも、 この点については、比較法学会の当日、 可能な限り、 明らかにするつもりである。 一九八六年の全部会判決が、やや異例の判断だったのではないかとの推測をしている。この点は、本稿の第三章におい 星野英一教授による質問がなされた。その折りに答えたことではあるが、 私見は、一九九三年以降
- る議論については、 特に、円谷峻「瑕疵担保責任」『民法講座5』 ほぼ網羅的に整理している。本稿における学説の整理も、その記述に負うところが大きい。また、旧民法から現行民法典の起草過程におけ 森田・前掲注 (7) 一七八頁以下に詳しい。 (有斐閣、 一九八五年) 一八五頁以下は、民法の起草者の見解から一九八○年代までの
- 維持すべきかは、 担保責任の沿革を重視すると、 外の目的物とを区別する伝統的な法定責任説を肯定した。このような目的物の区別による伝統的な理解 売買契約における売主の無過失責任であると解し、 野澤正充「売主の担保責任(1) フランス民法における瑕疵担担保責任の判例および学説についても、 別の問題である。 適切な解釈であるといえよう。しかし、 この点については、 | 瑕疵担保責任と債務不履行責任」法学セミナー六二一号八四頁以下(二〇〇六年)では、 過失責任である債務不履行責任とは異なるとした上で、 本稿を書き進める中で、さらに検討してゆくつもりである。 そのような沿革的理解が今日においてもなお妥当するか、 森田・前掲注(7)「基礎的考察(二)(三)」が詳細かつ的確である。 (法定責任説) ひとまず、 は、 不代替的特定物とそれ以 ローマ法以来の瑕疵 瑕疵担保責任を また、 それを

ح

の指摘もなされ

7

11

#### 第 章 日本法(1) 法定責任説と判例法 0 形 成

#### 第 節 起草者の見解とその 誶 価

#### 序 説

失責任と解していたとの理解がある。(3) 価 され 法過程を分析する傾向」が 損害賠償責任を負うと説明した。この説明の解釈をめぐって学説は分かれ、 責任を売主の無過失責任であると考えていたか否かである。 画も多い。 序章におい 起草者 てい る。<sup>[]</sup> そのため、 (梅謙次郎) に ても触れたように、 も か かわらず、 この問 る。6 は、 る 売主が目的物の ŋ 題 起草者の見解についての理解 に関する 「その結果ややもすると解釈論に沿う方向に読み込んでしまうという危険がある」 瑕疵担保責任に関する現行民法の起草過程については、 しかし他方で、「起草者が瑕疵担保責任を無過失責任と考えてい 「従来の論稿」 瑕疵を知らなかった場合にも、 は 「自己の解釈論 は 後に述べるように、 致しない。 の展 売主には 一方では、 争点となるのは、 開の基礎づけという意味 法典調査会における審 「知ラザ 起草者は瑕疵担保責任を過 すでに詳細な研究 ル 起草者が、 過 失 た(4) が あ あ 議 瑕 との評 が る 疵 12 で立 公公に お か 担 5

法典 0 規 では、 定 (の規定とボワソナー の検討からはじめることとする。 なぜ起草者の見解は多義的 ・ドの見解に帰せられると考えている。 な評 価を可 能としたの か。 そこで、 本稿は、 右のような「危険」を避けつつ、 その 原因が、 起草者 (梅) 0) 依拠 旧 民法典 た旧

民

## 1 旧民法典とボワソナー

(1)

旧

民法

典

の規

定

から一 瑕 ・疵担保責任に関して旧民法典は、 ○三条までの詳細な規定を置いている。 財産取得編の第三款に そのうち、 本稿が注目するのは、 「隠レ タル瑕疵ニ因ル売買廃却訴権」 次の二条 (特に九六条) と題し、 九四条

スルトキ 九六条 九五条 ハ買主ハ便益ヲ失フ割合ニ応シテ代価ノ減少ヲ請求スルコトヲ得 買主カ売主ニ対シ売買ノ廃却又ハ代価ノ減少ヲ得タルニ拘ハラス売主カ初ヨリ其瑕 買主カ隠レ タル瑕疵ノ売買廃却訴権ヲ行フ可キ程ニ重大ナルヲ証スルコト能ハス又ハ物ヲ保有スル (ボワソナード草案七 疵ヲ知リタルトキ 西 コト 買主

/١

尚ホ其受ケタル損害又ハ失ヒタル利益ニ付テノ損害ヲ要求スルコトヲ得

(ボワソナード草案七四三条)。

損害」 主 務不履行責任における履行利益の賠償に相当する。 売主が善意の場合においても、 が つ 右の規定は、 た場合 悪意であ の賠償を請求することができる (善意) ħ ば フランス民法典一六四五条と一六四六条に対応する。すなわち、(7) と知っていた場合 買主は、 代金減額請求に加えて、 買主は、 (悪意) (九六条) とする。 売主に対して、 とで、その損害賠償の範囲を区別するものである。 売主に対して、「其受ケタル損害又ハ失ヒタル 代金減額を請求することができる この悪意の売主の賠償責任は、 売主が売買目的物の瑕疵を知らな 後の用語を用 (九五条)。 より 利益ニ付テノ 具体的 そして、 41 n 品には、 売 債

間 題となるの は なぜ、 売主 が 隠 れた瑕疵について善意であったか悪意であったかに応じて、 損害賠 償の範

異なるのか、

という点である。

この部分のボワソナードの見解に依拠したものであることがうかがわれ

#### (2)ボワソナー ドの

ることが明らかである。

右の九六条の草案に付され たボワソナード の注釈によると、 売主の善意・ 悪意は、 その過失の有無と関連してい

しなければならないという、「損害賠償の範囲に関してのみ、善意と悪意の差異がある」にすぎないとする。 れゆえ、 すなわち、「売主がその売却する物の瑕疵を知らなかったことは、 る」ことになる。 損害賠償の範囲について特別に規定しなければ、 売主が悪意の場合には、 しかし、 ボワソナードは、「(売主の) 当事者が「予見せずまたは予見することが不可能であった損害」についても賠償 善意がフォート 一般法が適用され、「売主の善意と悪意の区別がなされ 売主の過失に帰す」と解することができる。 (過失) の可能性を排除 L

ヲ免ルルヲ得ス」。ここにおいて、売主の「知ラザリシ過失」という言葉が用いられ、 ていたことは明らかである。そしてこの部分は、当時の司法省によって、次のように翻訳されている。すなわち、 目的物の瑕疵を知らなかったとしても、そのような「瑕疵を知らなかったこと」が「売主の過失」である、 - 売主ノ善意ハ其過失ノ責ヲ免レシムルモノニ非サルカ故ニ売主其売渡セシ物ニ存セシ瑕疵ヲ知ラサリシ過失ノ責 右の見解からは、 ボワソナードが、 瑕疵担保責任も一般の債務不履行責任と異ならない過失責任であり、 先の起草者 (梅) 売主が

条·一五〇三条) 求償し合うことを避けるために、 かし、 旧民法草案において、 にならって、 善意の売主に対しては、 ボワソナードは右の見解を採らなかった。 かつ、フランス民法典(一六四五条・一六四六条)とイタリア民法典(一五 「悪意の場合に限定した」とする。 代金と費用の償還ないし代金減額のみを認め、 すなわち、「草案では、 売主が その他 互 の損 0

右の注釈からは、 ボワソナードがなぜその見解を草案において改めたのかは、 必ずしも明らか ではな

害と損失の責任」については、

売主が

7

いる(14)

お ワ 61 ソナー その て 解明 ķ ·による草案の注釈の補足である。 ・ワソナード自身がどのように考えていたかを探求する必要もあろう。 のためには、一方で、 フランス民法典一六四五条と一六四六条を検討する必要がある。 すなわち、 ボワソナードは、 『民法辯疑』 その手がかりとなるの におい て、 次のように述べ しかし他方に は 後 0

其理由 コトアル 其売主ノ過失タル容易ニ宥恕シ得ヘキコトアルヘク又其過失 陳 まず、 ヘタル所ハ少シク足ラサル所」 ノ足ラサ 隠れ ヘシト看做シ以テ其売主ヲシテ責ニ任セシメサルモノナリ」とする。 た瑕疵 ·ル所ヲ少シク補充」するとした。そして、「隠秘ノ瑕疵アル売主ニ責任ナシトシ につい て「善意ノ売主」に対し、 があった。 しかし、「法律ニ規定スル所ハ其当ヲ得タルモノ」であるから、 般の損害賠償責任を負わせなかった (瑕疵ヲ知ラサルコト) ハ之レヲ避クル 理 タルハ畢竟法律 由 トシテ草案注釈 コト タ難キ

理 害賠償の範囲は代金減額請求に限られ、 れるべき 解に基 結局、 ゴづき、 ボワソナードの見解によれば、 (宥恕シ得ヘキ) ものであり、 旧民法典財産取得編九六条 あるいは避けることのできない 売主に「瑕疵ヲ知ラサル」過失があったとしても、 逸失利益などの損害賠償は認められないこととなる。 (草案七四三条) は起草されたのであった。 (避クルコト甚タ難キ) そのような過失は許さ ものであるから、 そして、 このような 損

#### (3) 小 括

あるとしても、 任も過失責任であり、 右 のボワソナードの見解を要約すると、次のようになる。 が 「売主の過失」であると解していた。 その過失には回避可能性がない 売主が目的物の (隠れた) 瑕疵を知らなかったとしても、 しかし、 から、 売主は 草案においてはその見解を改め、 すなわち、 一般の債務不履行責任における損害賠償責任を負わ aボワソナード自身は、 そのような「瑕疵を知ら 的仮にそのような過失が 当初、 瑕 疵 か 担 つ た

ず、

その損害賠償の範囲

は

代金の減額に限られる

(財産取得編九五条・九六条) とした。

る 買主に代金減額請 く このような見解しは、 当初のボワソナー という二元的な理解に基づく。 求権と解除権とを認め、 Ë 瑕疵担保責任については、 の見解心であった。 にもかかわらず、 ②さらに売主に過失があった場合には、 ①それが売主の無過失責任であることを前提に、 現行民法の起草者が採ったのは、 般の債務不履行責任を認め 旧民法典の立場 原則として、 (b) ではな

## || 現行民法典と梅謙次郎

(1)

現行民法典の規定

し (五七〇条)、 現行民法典は、 しかも五六六条の準用という簡略な形式を採っている。この五七〇条 旧民法典財産取得編における一〇ヶ条からなる詳細な瑕疵担保責任の規定を改め、 (草案五七一条) と五六六条 わずか

(草案五六六条)を起草したのは梅謙次郎委員であり、このように規定を簡略化した理由は、

次の点にある。

すなわ

の中には、一方

旧民法典や諸外国の民法典では瑕疵担保につき「細目ガ掲ゲテアル」。しかし、その「細目」

ル」とする。そこで、 (15) では、、分「モウ言ハヌデモ知レタモノガアル」とともに、 梅委員は、 瑕疵担保責任において五六六条を準用する方が、「実際公平デモアツテ極メテ簡 他方で、 (□) 「実行ノ上ニ於テ穏カナラヌト思フ規定ガア

ち、

便デアル」とした。 (2)梅謙次郎委員の見解

全部で九つに及ぶ。そのうち、 ところで、梅委員が、右の付ではなく、 本稿が注目するのは、 | 口の「穏カナラヌト思フ規定」として旧民法典を実質的に改めた点は 次の二点である。

主ノ知ツテ居ル瑕疵ニ付テノミ損害賠償」 点は、隠れた瑕疵についての売主の善意と悪意の区別を否定したことである。 が認められ、「売主ノ知ラナカツタ瑕疵デアレバ解除又ハ代価ノ減少」 すなわち、 旧民法典は、 売

セヌ」とする。 にとどまり、「損害賠償ト云フモノハナイ」。このような規定は、 梅委員は、その理由を次のように説明してい 「外国ニ随分例ガ多イ」が、「本案ニ於テハ採リマ(ឱ)

シタノハ穏ヤカデナカラウト考へマス」〔句読点は筆者〕。 買主ノ方ガ丸デ知ラナイ物ヲ買フ、売主ノ方ハ自己ノ所有物デアツテ見レバ元来ハ知ツテ居ルベキノデアルカラ、 瑕疵ニ付テモ矢張リ然ウシナケレバナルマイ。 イヤウニ見エマスルカラ、夫レデ権利ノ瑕疵ニ付テハ善意ノ売主ト雖モ損害賠償ノ責ガアルトスル以上ハ、 然ルニ物ニ瑕疵 / 場合ニ於テハ即チ知ラザル過失ガアル。夫レデアリマスルカラシテ、 - 売主ガ自己ノ権利ニ瑕疵ガアルト云フコトヲ知ラナイデ売ツタ場合ニハ、是ハ何処迄モ皆損害賠償ノ責ヲ負ハセル。 ノアルト云フコトヲ知ラナカツタト云フ理由デ損害賠償ノ責ヲ負ハセヌト云フコトハ、 売主ト買主ト其位置ヲ較ベテ見ルトドチラガ可哀想デアルカト云フト、 何ウモ此ノ場合ニ損害賠償ノ責ガナイ、 甚ダ権衡ヲ得ナ 何ウモ物ノ 斯ウ致

っても、 の均衡である。そして第二に、 に属しないことを知らなかった場合」でも、 右の見解は、 次の二つを指摘する。 売主には「知ラザル過失ガアル」とする。 買主が善意の売主に対しても、 第一は、 目的物は売主の所有に属するから、 追奪担保責任については、 買主に対して損害賠償をしなければならない 契約の解除と代金減額請求のみならず、 「売主が契約の時においてその売却した権利が自己 売主は瑕疵を知るべきであり、 損害賠償を認める根 (五六二条一項) ことと たとえ善意であ

目的物に瑕疵がある場合において、「幾ラノ価ヲ減スル其為メニ瑕疵ノ分量ガ何分ノ一デアルトカ云フヨウナコ 六条)としたことである。その理由は、「代価減少」の「意味ガ甚ダ明瞭デナイ」ことにある。 第二点は、 第一点とも関連するが、 瑕疵担保責任の効果としての代金減額請求を改め、 「損害賠償の請 すなわ ち、 求 売買の (五六

明ら

かである。

書テ置テモ其実矢張り損害賠償ニ帰着スルコトニナルデアラウ」と説明する。 買主の売主に対する代金減額請求権を認めることが適切ではあるが、実際には、「瑕疵ノ分量」を評価することが 宜カラウト」 余程評価仕難イ」とする。 考える。 しかし、「実際ニ於テ到底真ノ代価減少ト云フコトハ六ケ敷カラウ」とし、 もっとも、 梅委員も、「理屈カラ言へバ之モ担保デアルカラ純然タル代価減少ノ方ガ 要するに、 起草者は、 「縦令代価 論 理 的には、 減

困難であるため、

「損害賠償」としたのである。

ヲ保証シタルモノト看做スモ敢テ過酷」ではないとする。また、第二点についても、(※) に委ねることとなるから、「損害要償権ノミヲ認ムルコトトシタ」とする。 減額請求を認めるが、「 については、 「之ヲ買主ニ告ケ而モ之ヲ買フヘキヤ否ヤヲ確メ」なければならず、そうしなければ、「売主ハ其物ニ瑕 以上の二つの点については、 「通常売主ハ買主ヨリモ善ク其売ラント欲スル物ヲ知レルカ故ニ」、 **「瑕疵アルカ為メニ代金ノ幾分ヲ減額スヘキカハ極メテ算定シ難キ所ニシテ」、** 後の梅博士の体系書においてもほぼ同様の説明がなされている。 目的物に隠 「外国ノ法律ニ於テハ」 れた瑕 すなわち、 疵があるときは 裁判官 疵ナキコ 第 Ō 代金 独断 二点

悉セル Ł って他人に損害を加えた場合には、 なお、 郎・ 間然スル所ナカルヘシ」とする。それゆえ、(32) Ŧ 仁保亀松・仁井田益太郎の三氏による『帝国民法正解』 『民法修正案理由書』においても、 ノナル カ故 ニ瑕疵アルトキハ予メ之ヲ告知スル 売主が 「賠償ヲ為スハ至当ナリ」とする。 「自己ノ売渡物ノ瑕疵ヲ知ラサルハ売主ノ過失」 先の梅委員の見解が、 ノ義務アルハ固ヨリニシテ」、 ŧ 目的物については 現行民法五七〇条の起草理由であることは また、 民法起草委員を補 売主に担保責任を負 「売主ハ買主ヨリモ であり、 この過失によ 助した松波 ハわせて 能 ク知

きよう。

兀 起草過 程の検討による民法五七〇条の

(1)起草者 (梅) の見解 のまとめ

以上のような現行民法典の起草過程の検討からは、 五六六条を準用する五七〇条に関しては、 次のことを指摘で

害賠償 (今日にいう「履行利益の賠償」) の請求が認められると解していた。

要とする趣旨であった」とする。 の — 拠は、 わち、 して、 あると解していたことは明らかである。 の当否はともかく、 ら、「債務不履行責任を基礎づける『過失』と同じものだとは考えられない」ことにある。(ヨ) 知らなかったとしても、 が まず、 右のような理解に対しては、 「過失」を想定している。 :売主の過失を要件とするか否かについても、 般原則に従わしむべきだとしているので、 「民法典起草者は物の瑕疵についての売主の担保責任も権利の瑕疵についての担保責任と同様、 起草者のいう売主の「知ラザル過失」が、「何ウ云フ恕スベキ事情ガアラウトモ」認められる過失であるかの。(ۦۦ) 瑕疵担保責任の内容としては、 起草者は、 五七〇条においては、代金減額ではなく、 瑕疵担保責任も債務不履行責任と同じく過失責任に基づくものであり、 売主にはそれを知らなかったことにつき過失(「知ラザル過失」) したがって、起草者は、 「起草者が瑕疵担保責任を無過失責任と考えていた」との評価も存在する。 解除権のほか、代金減額請求のみならず、 その意味では、 損害賠償の範囲として履行利益の賠償を考えていた」。そして、 「権利の欠缺に対する担保責任の場合と同様に、 瑕疵担保責任を一般の債務不履行責任と同じく、過失責任で 来栖三郎博士による次の指摘が適切であると考える。 逸失利益を含む損害賠償を認めるものとしての売主 一般の債務不履行責任と同 があると考えてい しかし、 売主が目的 売主の過失を必 起草者は、そ 債務不履行 物の その 様 た。 瑕 すな 0 根 損

ことのできないものでもある。

にも

かかわらず、

瑕疵を知らなかった

(善意の)

売主に「知ラザル

過失」

を認

8

#### (2)起草者の見解に対する評

つ たか、 起 この見解 という評価にある。 が 右 のようであったことは、 この問題については、 明らか 以下のように考えることができよう。 である。 間 題 ば、 そのような起草者の見解が適切 かか つ妥当であ

まず、 現行民法五七〇条の起草に際して、起草者には、 少なくとも、次の二つの選択肢があった。

いて善意) つは、 の場合には、 旧民法典の規定とそれを基礎づけたボワソナードの見解的である。 原則として買主に代金減額請求権と解除権とを認め、 という二元的な構成である。 売主に過失があった場合に すなわち、 売主が無過失 (報 疵 だっつ 般

0

債務不履行責任を認める、

が目 あるとするものである。 もう一つは、 口的物の (隠れた) ボワソナードの当初の見解回であり、 瑕疵を知らなかったとしても、 この見解は、 瑕疵担保責任と債務不履行責任とを一元的に構成し、 そのような「瑕疵を知らなかったこと」 瑕疵担保責任も債務不履行責任と同じ過失責任であり、 過失を要件としつつ、 が 「売主の過失」で

損害賠償についても両者を区別しない

ソナード自らが述べたような問題点が妥当する。 右 売主に の二つの選択肢 「瑕疵ヲ知ラサル」 のうち、 起草者が採用したのは、 過失があったとしても、 すなわち、 後者の一 そのような過失は許されるべきものであ 瑕疵担保責任における瑕疵は 元的構成であった。 しか Ų 隠れた」 これ に対 Ď ま ŧ しては のであるか 避 ける ボ ワ

を擬制し ことは 実質的には、 ていると評したことは、(34) 売主に無過失責任を負わせるに等しい。 きわめて的 確な指摘であっ たといえよう。 その意味では、 多くの学説が、 起草者は売主の過失

n では、 までの検討から明らかである。 起草者は、 なぜ旧民法典の二元的構成を採用せず、 すなわち、 起草者は、 瑕疵担保責任と追奪担保責任とを基本的に同じ性質 元的構成を選択したのであろうか。 その答えも、 のも Ŏ

瑕疵についての担保責任と同様、 である。 として捉え、 換言すれば、 両者の 「権衡」(均衡) 前述の来栖博士の指摘のように、 債務不履行の一般原則に従わしむべき」としたのである。 から、 瑕疵担保責任についても債務不履行責任と同様の損害賠償を認めたの 起草者は、 「物の瑕疵についての売主の担保責任も 利

保責任について相当詳細な規定を設けた後、 とを同様に解すべきか否かは、 責任の一つとして位置づけられる。 することができないとき」に認められるものである。そうだとすれば、 負う」ことを明記し、これを受けて五六一条の追奪担保責任も、「売主がその売却した権利を取得して買主に移転 される。とりわけ、 こととなる。それゆえ、 不履行責任であると解することには異論がない。 (五五五条)。 ところで、今日では、 「独立ノ義務トセス権利移転ノ義務中ニ包含」した。そして、立法技術としても、「まず権利の瑕疵に対する担(፡3) しかもその効果については前者の規定(五六六条) しかし、売主に権利がない場合には、 他人の権利の売買に関する五六〇条は、売主が、「その権利を取得して買主に移転する義務を 売主の担保責任を「権利の瑕疵」と「物の瑕疵」とに分け、 権利の瑕疵に対する担保責任(五六一~五六四条)は、 別個に検討すべき問題である。 しかし、これらの権利の瑕疵と、 物の瑕疵に対するそれについては、 すなわち、 権利は買主に移転せず、売主の財産権移転義務は果たされ を準用すること」とした。このような起草者の選択(33) 売主は、 にもかかわらず、 買主に対して、 物の瑕疵に関する瑕疵担保責任 追奪担保責任(五六一条) 売主の債務不履行責任であると解 起草者は、 五七〇条 財産権を移転する義務を負う 前者の 一ヵ条を設けるに 売主の担保責任をすべ 「権利の瑕 は、 債務不履行 施 (五七〇条 が債務 が

遡って検討しなければならないからである。 草者の依拠したボ 右の選択の当否につい ワソナード ては、 の当初の見解 早急な結論を避けなければならない。 (a) がどのような見解または根拠に基づくものであるかを、 なぜなら、 その当否を判断するために フランス法に 起

つ妥当であったかは、

一つの問題である。

失」)責任は、実質的には、 を選択したことが、 と捉え、これを債務不履行責任と同じものであるとする一元的構成を採用した。しかし、その過失(「知ラザル過 務不履行責任とを二元的に構成する旧民法典およびボワソナードの見解を放棄し、 ただし、これまでの検討からは、次の点を指摘することは許されよう。すなわち、起草者は、 後の学説の対立と混乱とを招く大きな要因となった、と考えることができる。 無過失責任ともいうべきものであった。にもかかわらず、起草者があえて一元的構成 瑕疵担保責任を過失責任である 瑕疵担保責任と債

たがって、民法の起草者は、 なお、 民法の起草過程においては、 目的物に応じて瑕疵担保責任と債務不履行責任の適用領域を区別することを考えては 大正期以降の学説に見られるような「特定物のドグマ」は現れ ってい な

なかったと解される。

- 1 『民法典の百年Ⅲ』(有斐閣、 れた文献参照。 森田宏樹 「瑕疵担保責任に関する基礎的考察(一)」法学協会雑誌一○七巻二号一七八頁以下 そのほか、潮見佳男「民法五六〇条・五六一条・五六三条~五六七条・五七〇条 一九九八年)三三七頁以下。 (売主の担保責任)」星野英一 = 広中俊雄編 (一九九〇年) および同頁注
- (2) 法典調査会『民法議事速記録』第三十巻(日本学術振興会版)三十ノ七十。
- (3) 石田穣『民法V』(青林書院新社、一九八二年)一四五頁
- (4) 円谷峻「瑕疵担保責任」星野英一編『民法講座5』(有斐閣、一九八五年)一八八頁。
- (5) 森田·前掲注(1)二三六頁注(五二)参照。
- 6 松岡久和「数量不足の担保責任に関する立法者意思」龍谷法学一九巻四号八〇一八一頁(一九八七年)。
- (7) 本稿·序章注(20)参照
- 8 G. Boissonade, Projet de code civil pour l'empire du Japon, t.III, 1888, n° 340, pp. 419-420
- 旧民法典財産編三八五条参照。同条は、債務不履行における損害賠償の範囲につき、次のように規定している。
- 三八五条 損害賠償ハ債権者ノ受ケタル損失ノ償金及ヒ其失ヒタル利得ノ塡補ヲ包含ス、
- 然レトモ債務者ノ悪意ナク懈怠ノミニ出テタル不履行又ハ遅延ニ付テハ損害賠償ハ当事者カ合意ノ時 ニ予見シ又ハ予見スルヲ得 ヘカリシ
- 損失ト利得ノ喪失トノミヲ包含ス。 悪意ノ場合ニ於テハ予見スルヲ得サリシ損害ト雖モ不履行ヨリ生スル結果ニシテ避ク可カラサルモノタルトキハ債務者其賠償ヲ負担ス。

- 10 Boissonade, op.cit. (note 8), p. 420
- $\widehat{11}$ ボアソナード氏起稿 『再閲修正民法草案註釈』第三編上巻八八〇頁
- 12 Boissonade, op.cit. (note 8), p. 420. 森田・前掲注(1)一八三頁
- 13
- 15 14 ボアソナード先生断案・森順正纂輯『民法辯疑』(公文舎、一八九二年)三四九―三五〇頁。 法典調査会・前掲注(2)三十ノ七二。 なお、 森田・前掲注(1)一八四頁。
- 18 17 16 その詳細については、 法典調査会・前掲注 法典調査会・前掲注(2)三十ノ七二。 (2) 三十ノ七三。
  - 森田・前掲注(1)二一一頁以下参照
- 19 法典調査会·前掲注 (2) 三十ノ七四
- $\widehat{20}$ 法典調査会・前掲注 (2) 三十ノ七四。
- 21 梅博士が、 法典調査会以前に、すでにこのような理解をしていたことについて、森田・前掲注(1)二○三頁以下。
- 22 法典調査会・前掲注(2)三十ノ七四
- 23 法典調査会・前掲注(2)三十ノ七五
- $\widehat{24}$ 法典調査会・前掲注(2)三十ノ七五
- 25 梅謙次郎『民法要義巻之三』(有斐閣、 大正元年版復刻版、一九八四年)五二五頁。
- 27  $\widehat{26}$ 梅·前揭注(25)五二六頁。 『民法修正案理由書』二三頁。
- 28 松波仁一郎 = 仁保亀松 = 仁井田益太郎『帝国民法正解 = 民法債権編』一〇〇三頁。
- 29 照 円谷・前掲注(4)一八八頁。なお、 同「民法制定過程における瑕疵担保責任論」判例タイムズ五五八号一四頁以下(一九八五年)も参
- 30 法典調查会『民法議事速記録』 第二十九巻(日本学術振興会版)二十九ノ二百廿三。
- 31 円谷・前掲注(4) 一八九頁
- 32 来栖三郎『契約法』(有斐閣、 一九七四年)八七頁
- 33 来栖・前掲注(32)八八頁。
- 34 林良平「売主の瑕疵担保責任の効果」『契約法大系Ⅱ(贈与・売買)』(有斐閣、一九六二年)一五七頁、五十嵐清 『比較民法学の諸問題』
- (一粒社、一九七六年) 一一三頁注(5)、前田達明 柚木馨『注釈民法 (4)』(有斐閣、一九六六年) 一二六頁は、権利の瑕疵と物の瑕疵との区別について、次のように説明している。 『口述債権総論』(成文堂、第三版、一九九三年)一二六頁。

すなわ

60

- ち 「わが民法は、この両者を一括して売主の担保責任なる一個の制度のうちにこれを並列規定しているが、 の系譜を持ち、 西欧の法制も多くこれを別異に規定している」とする。 この両者はもともと別個の制度と
- (36) 来栖・前掲注(32)五三頁。
- 37 柚木馨 = 高木多喜男編『新版注釈民法 <u>1</u>4 (有斐閣 一九九三年)一九二—一九三頁 [高橋眞執筆]。
- (38) 梅·前掲注(25)四八六頁
- 39) 柚木·前掲注(35) 一二六頁。

激は、 0 П 私を見出し、二年次のはじめには研究者への道を示唆して下さった。 行為の講義が行われることとなった。その記念すべき第一回の淡路教授による不法行為の講義を大教室で聴いたときの感 法学部は、 そしてその折りに、 相対的効力と特定承継人の地位」(後に民商法雑誌一〇〇巻一~六号に五回にわたって連載) この未完の論文のテーマであるフランスの瑕疵担保責任は、私の最初の論文(修士論文・一九八七年)である「契約の 論文の将来における完成をいわば停止条件として、淡路剛久教授に心からの感謝を捧げたい。 .が本稿の一つのモチーフとなっている。 付記 導いて下さった淡路教授の恩には、 いまだに忘れられない。そして、受講者が約五○○名という大教室の講義であったにもかかわらず、 全国に先駆けて社会人入試を始めるとともに、カリキュラムの大きな変更を行い、 淡路剛久教授との出会いは、 わが国で初めて紹介された破毀院全部会一九八六年二月七日判決の、 一九七九年の後期、 報いることができずに今日に至っている。 その意味では、本稿は、 私が法学部の一年生の時にさかのぼる。 私の研究者としての出発点に立ち返るものであり、こ 以来二八年間にわたって、 その後のフランス法における転 の基調となるものであった。 民法も、 公私ともに拙い私を励ま その年 一年次後期に不法 淡路教授は、 から立教大学